

国保組合からお知らせ

高額療養費の現物給付化について

平成24年4月より被保険者の高額療養費については現物給付化し、一医療機関ごとの1ヶ月の窓口での支払を自己負担額にとどめることとなっております。

ただし、現物給付化にあたっては、あらかじめ被保険者が保険者に申請して自己負担限度額に係る認定証を交付されている必要があります。

認定証発行を希望される被保険者は、認定証の発行申請書を当組合事務局まで、ご請求下さい。

70歳未満のすべての方と、平成30年8月以降は70歳以上の一部の方（課税所得が145万円以上、690万円未満の方）が対象となります。

この制度内容につきまして、ご質問・ご不明な点などございましたら当組合事務局までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 愛知県歯科医師国民健康保険組合
電話 052-962-9539

認定証の交付から高額療養費現物支給化の流れ

